

市長提出予定案件

- 議案第1号 高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 高石市障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 高石市立児童発達支援センター条例及び高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 専決処分の報告について（令和4年度高石市一般会計補正予算）
- 議案第5号 令和4年度高石市一般会計補正予算
- 議案第6号 令和5年度高石市一般会計予算
- 議案第7号 令和5年度高石市国民健康保険特別会計予算
- 議案第8号 令和5年度高石市墓地事業特別会計予算
- 議案第9号 令和5年度高石市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和5年度高石市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 議案第11号 令和5年度高石市水道事業会計予算
- 議案第12号 令和5年度高石市下水道事業会計予算
- 議案第13号 高石市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第14号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第15号 市道路線の認定について
- 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 報告第2号 令和5年度一般財団法人高石市保健医療センターの事業計画及び予算の報告について

行政委員会提出予定案件

監査委員報告第1号 例月現金出納検査結果報告
監査委員報告第2号 定期監査結果報告

議案第1号

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和5年2月24日提出
高石市長 阪口伸六

提案理由 健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高石市国民健康保険条例（昭和36年高石町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第15条の6中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第15条の6の12中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第27条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条の6、第15条の6の12及び第19条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

高石市国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号のいずれにも該当するものであると市長が認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の6の12 第15条の6の3又は第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数に乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号のいずれにも該当するものであると市長が認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の6の12 第15条の6の3又は第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数に乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される</p>

所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2～4 略

（特例対象被保険者等に係る届出）

第27条の3 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高石市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 新条例第15条の6、第15条の6の12及び第19条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2～4 略

（特例対象被保険者等に係る届出）

第27条の3 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

議案第 2 号

高石市障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について

高石市障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(高石市障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 高石市障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年高石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年高石市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(高石市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 高石市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年高石市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高石市障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条改正	
高石市障がい者の医療費の助成に関する条例	
新	旧
(対象者) 第 2 条 略 2 略 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2)～(4) 略 3・4 略	(対象者) 第 2 条 略 2 略 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2)～(4) 略 3・4 略
第 2 条改正	
高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例	
新	旧
(対象者) 第 3 条 略 2 略 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2)～(4) 略	(対象者) 第 3 条 略 2 略 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2)～(4) 略
第 3 条改正	
高石市こどもの医療費の助成に関する条例	

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者<u>(その保護を停止されている者を除く。)</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	

議案第3号

高石市立児童発達支援センター条例及び高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

高石市立児童発達支援センター条例及び高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和5年2月24日提出
高石市長 阪口伸六

提案理由　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市立児童発達支援センター条例及び高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(高石市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第1条 高石市立児童発達支援センター条例(昭和50年高石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(高石市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 高石市子ども・子育て会議条例(平成25年高石市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高石市立児童発達支援センター条例及び高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条改正	
高石市立児童発達支援センター条例	
新	旧
<p>(使用料等)</p> <p>第7条 松の実園の使用料は、法第21条の5の3第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から同項に規定する障害児通所給付費の額を控除した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第7条 松の実園の使用料は、法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同項に規定する障害児通所給付費の額を控除した額とする。</p> <p>2 略</p>
第2条改正	
高石市子ども・子育て会議条例	
新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	

議案第4号

専決処分の報告について（令和4年度高石市一般会計補正予算）

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和5年2月24日提出
高石市長 阪口伸六

提案理由 出産・子育て応援給付金を早期に支給するにあたり、令和4年度高石市一般会計予算の補正をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年1月31日
高石市長 阪口伸六

令和4年度高石市一般会計補正予算

令和4年度高石市一般会計補正予算

令和4年度の高石市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 65,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,670,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,912,394	44,525	6,956,919
	2. 国庫補助金	2,642,398	44,525	2,686,923
15. 府支出金		2,148,717	10,576	2,159,293
	2. 府補助金	566,139	10,576	576,715
18. 繰入金		801,675	10,579	812,254
	2. 基金繰入金	776,673	10,579	787,252
歳入	合 計	28,605,228	65,680	28,670,908

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		2,702,656	65,680	2,768,336
	1. 保健衛生費	1,991,433	65,680	2,057,113
歳 出	合 計	28,605,228	65,680	28,670,908

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,912,394	44,525	6,956,919
15. 府支出金	2,148,717	10,576	2,159,293
18. 繰入金	801,675	10,579	812,254
歳入合計	28,605,228	65,680	28,670,908

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 衛生費	2,702,656	65,680	2,768,336	44,525	10,576	0	0	10,579
歳 出 合 計	28,605,228	65,680	28,670,908	44,525	10,576	0	0	10,579

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 衛生費国庫補助金	426,853	44,525	471,378	1. 保健衛生費補助金	44,525	出産・子育て応援交付金 44,525
計	2,642,398	44,525	2,686,923			

(款) 15. 府支出金 (項) 2. 府補助金

3. 衛生費府補助金	21,390	10,576	31,966	1. 保健衛生費補助金	10,576	出産・子育て応援交付金 10,576
計	566,139	10,576	576,715			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	568,834	10,579	579,413	1. 財政調整基金繰入金	10,579	財政調整基金繰入金 10,579
計	776,673	10,579	787,252			

3 歳 出

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 健康推進費	495,030	65,680	560,710	44,525	10,576			10,579	10. 需用費	200	母子保健事業費 65,680
									11. 役務費	634	10 需用費 200 消耗品費 200
									12. 委託料	2,742	11 役務費 634 通信運搬費 205 手数料 429
									17. 備品購入費	604	12 委託料 2,742 システム改修等業務委託料 2,742
									18. 負担金補助及び交付金	61,500	17 備品購入費 604 器具費 604 18 負担金補助及び交付金 61,500 出産・子育て応援給付金 61,500
計	1,991,433	65,680	2,057,113	44,525	10,576			10,579			

議案第5号

令和4年度高石市一般会計補正予算

令和4年度高石市一般会計補正予算

令和4年度の高石市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 576,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,246,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月24日提出
高石市長 阪口伸六

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,956,919	202,972	7,159,891
	1. 国庫負担金	4,235,754	138,772	4,374,526
	2. 国庫補助金	2,686,923	64,200	2,751,123
15. 府支出金		2,159,293	38,000	2,197,293
	1. 府負担金	1,401,781	38,000	1,439,781
18. 繰入金		812,254	145,804	958,058
	2. 基金繰入金	787,252	145,804	933,056
21. 市債		2,692,098	189,300	2,881,398
	1. 市債	2,692,098	189,300	2,881,398
歳入	合 計	28,670,908	576,076	29,246,984

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,171,851	88,544	2,260,395
	1. 総務管理費	1,750,522	88,544	1,839,066
3. 民生費		11,976,502	237,355	12,213,857
	1. 社会福祉費	5,439,968	153,659	5,593,627
	3. 生活保護費	1,816,816	83,696	1,900,512
4. 衛生費		2,768,336	△35,184	2,733,152
	1. 保健衛生費	2,057,113	32,897	2,090,010
	2. 清掃費	711,223	△68,081	643,142
8. 土木費		3,660,806	37,911	3,698,717
	5. 都市計画費	3,030,193	37,911	3,068,104
10. 教育費		2,438,649	247,450	2,686,099
	2. 小学校費	624,024	216,450	840,474
	3. 中学校費	317,805	10,100	327,905
	5. 社会教育費	647,696	15,131	662,827
	6. 保健体育費	279,525	5,769	285,294
歳 出	合 計	28,670,908	576,076	29,246,984

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	リノベーションまちづくり推進事業	千円 25,467
		庁舎設備改修事業	30,400
		交通安全対策事業	4,489
衛生費	保健衛生費	出産・子育て応援事業	55,282
土木費	都市計画費	南海中央線整備事業	69,000
		蓮池公園整備事業	44,056
		連続立体交差事業	13,050
		高石駅周辺整備事業	414,347
教育費	小学校費	感染症対策事業	9,450
		学校空調設備更新事業	207,000
	中学校費	感染症対策事業	4,500
		学校空調設備設置事業	5,600

第 3 表 債務負担行為補正

1. 債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種事業	令和5年度	千円 61,261

第 4 表 地方債補正

1. 地方債の変更

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
連続立体交差事業	千円 329,400	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとする。	千円 363,500	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとする。
学校教育施設等整備事業	30,100					185,300				

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,956,919	202,972	7,159,891
15. 府支出金	2,159,293	38,000	2,197,293
18. 繰入金	812,254	145,804	958,058
21. 市債	2,692,098	189,300	2,881,398
歳入合計	28,670,908	576,076	29,246,984

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,171,851	88,544	2,260,395	0	0	0	0	88,544
3. 民生費	11,976,502	237,355	12,213,857	138,772	38,000	0	0	60,583
4. 衛生費	2,768,336	△35,184	2,733,152	0	0	0	0	△35,184
8. 土木費	3,660,806	37,911	3,698,717	0	0	34,100	0	3,811
10. 教育費	2,438,649	247,450	2,686,099	64,200	0	155,200	0	28,050
歳 出 合 計	28,670,908	576,076	29,246,984	202,972	38,000	189,300	0	145,804

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	3,923,900	138,772	4,062,672	1. 社会福祉費負担金	76,000	障害者自立支援給付事業負担金 63,000 障害児通所支援給付費負担金 13,000
				5. 生活保護費負担金	62,772	生活保護費負担金 62,772
計	4,235,754	138,772	4,374,526			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

7. 教育費国庫補助金	18,427	64,200	82,627	1. 小中学校費補助金	64,200	学校施設環境改善交付金 57,225 学校保健特別対策事業費補助金 6,975
計	2,686,923	64,200	2,751,123			

(款) 15. 府支出金 (項) 1. 府負担金

1. 民生費府負担金	1,401,575	38,000	1,439,575	1. 社会福祉費負担金	38,000	障害者自立支援給付事業負担金 31,500 障害児通所支援給付費負担金 6,500
計	1,401,781	38,000	1,439,781			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	579,413	145,804	725,217	1. 財政調整基金繰入金	145,804	財政調整基金繰入金 145,804
計	787,252	145,804	933,056			

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 土木債	1,110,500	34,100	1,144,600	2. 都市計画債	34,100	連続立体交差事業債 34,100
5. 教育債	126,600	155,200	281,800	3. 小学校債	150,800	小学校空調設備更新事業債 150,800
				4. 中学校債	4,400	中学校空調設備設置事業債 4,400
計	2,692,098	189,300	2,881,398			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	807,137	88,544	895,681					88,544	3. 職員手当等	73,454	一般管理費 88,544
									27. 繰出金	15,090	3 職員手当等 73,454 退職手当 73,454 27 繰出金 15,090 退職手当繰出金 15,090
計	1,750,522	88,544	1,839,066					88,544			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

2. 障害者福祉費	2,011,029	152,000	2,163,029	76,000	38,000			38,000	19. 扶助費	152,000	障害者福祉措置費 152,000 19 扶助費 152,000 自立支援給付費 126,000 障害児通所給付費 26,000
3. 老人福祉費	178,846	1,659	180,505					1,659	12. 委託料	1,659	老人福祉総務費 1,659 12 委託料 1,659 基本協定に基づく市負担分 1,659
計	5,439,968	153,659	5,593,627	76,000	38,000			39,659			

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

2. 扶助費	1,742,934	83,696	1,826,630	62,772				20,924	19. 扶助費	83,696	扶助費 83,696 19 扶助費 83,696 医療扶助費 75,308 介護扶助費 8,388
計	1,816,816	83,696	1,900,512	62,772				20,924			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	459,817	25,757	485,574					25,757	12. 委託料	25,757	保健衛生総務費 25,757 12 委託料 25,757 基本協定に基づく市負担分 25,757
3. 健康推進費	560,710	7,140	567,850					7,140	12. 委託料	7,140	ふれあい健康増進センター費 7,140 12 委託料 7,140 年度協定に基づく市負担分 7,140
計	2,057,113	32,897	2,090,010					32,897			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 清掃総務費	322,681	△68,081	254,600					△68,081	18. 負担金補助及び交付金	△68,081	清掃総務費 △68,081 18 負担金補助及び交付金 △68,081 泉北環境整備施設組合分担金 △68,081
計	711,223	△68,081	643,142					△68,081			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

6. 市街地整備費	1,246,020	37,911	1,283,931			34,100		3,811	18. 負担金補助及び交付金	37,911	連続立体交差事業推進費 37,911 18 負担金補助及び交付金 37,911 南海本線等連続立体交差事業負担金 37,911
計	3,030,193	37,911	3,068,104			34,100		3,811			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	573,107	216,450	789,557	60,822		150,800		4,828	10. 需用費	4,830	学校管理費 216,450
											10 需用費 4,830
									14. 工事請負費	207,000	消耗品費 4,830
											14 工事請負費 207,000
									17. 備品購入費	4,620	小学校空調設備更新工事費 207,000
											17 備品購入費 4,620
											校用備品費 4,620
計	624,024	216,450	840,474	60,822		150,800		4,828			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	270,166	10,100	280,266	3,378		4,400		2,322	10. 需用費	2,300	学校管理費 10,100
											10 需用費 2,300
									14. 工事請負費	5,600	消耗品費 2,300
											14 工事請負費 5,600
									17. 備品購入費	2,200	中学校空調設備設置工事費 5,600
											17 備品購入費 2,200
											校用備品費 2,200
計	317,805	10,100	327,905	3,378		4,400		2,322			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

4. 図書館費	110,906	2,391	113,297					2,391	12. 委託料	2,391	図書館管理費 2,391
											12 委託料 2,391
											年度協定に基づく市負担分 2,391

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
5. 市民文化会館費	201,291	12,740	214,031					12,740	12. 委託料	12,740	市民文化会館費 12,740 12 委託料 12,740 基本協定に基づく市負担分 12,740
計	647,696	15,131	662,827					15,131			

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

2. 社会体育施設費	258,521	5,769	264,290					5,769	12. 委託料	5,769	運動施設管理費 1,454 12 委託料 1,454 基本協定に基づく市負担分 1,454 総合体育館管理費 4,315 12 委託料 4,315 基本協定に基づく市負担分 4,315
計	279,525	5,769	285,294					5,769			

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (347) 295	千円 582,409	千円 1,149,462	千円 1,138,391	千円 2,870,262	千円 574,888	千円 3,445,150	
補 正 前	(347) 295	582,409	1,149,462	1,064,937	2,796,808	574,888	3,371,696	
比 較	(0) 0	0	0	73,454	73,454	0	73,454	

()内は再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	退 職 手 当
		千円
	補 正 後	197,329
	補 正 前	123,875
比 較	73,454	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (9) 295	千円 -	千円 1,149,462	千円 1,019,638	千円 2,169,100	千円 448,223	千円 2,617,323	
補正前	(9) 295	-	1,149,462	946,184	2,095,646	448,223	2,543,869	
比 較	(0) 0	-	0	73,454	73,454	0	73,454	

()内は再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	退職手当
		千円
	補正後	197,329
	補正前	123,875
	比 較	73,454

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (338) -	千円 582,409	千円 -	千円 118,753	千円 701,162	千円 126,665	千円 827,827	
補正前	(338) -	582,409	-	118,753	701,162	126,665	827,827	
比 較	(0) -	0	-	0	0	0	0	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 73,454	その他の増減分	千円 73,454 異動等に伴う増	73,454 千円

[Ⅱ] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
						特定財源			一般財源	
		期間	金額	期間	金額	国府支出金	地方債	その他		
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
新型コロナウイルスワクチン接種事業	61,261			令和5年度	限度額に同じ	61,261				

[Ⅲ] 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	16,915,268	17,050,081	1,735,500	1,333,677	17,451,904
(3) 義務教育	1,301,117	1,690,944	185,300	58,379	1,817,865
(6) 都市計画	12,388,491	12,308,486	957,500	778,378	12,487,608
合 計	35,368,453	35,358,001	2,881,398	3,018,496	35,220,903

令和5年度高石市

一般会計
特別会計

予算書

目 次

(ページ)

■ 一

一	般	会	計	予	算	1
第1表	歳入	歳入	歳入	出予	算為	4
第2表	歳出	歳出	歳出	担行	為	9
第3表	歳入	歳出	歳出	方	債	10
歳入	歳出	歳出	歳出	予算事項別	書	13
	1	歳	歳	明		15
	2	歳	歳	括		
	3	歳	歳	入		
		歳	歳	出		37
		歳	歳	出		39
		歳	歳	出		75
		歳	歳	出		104
		歳	歳	出		120
		歳	歳	出		122
		歳	歳	出		125
		歳	歳	出		127
		歳	歳	出		147
		歳	歳	出		152
		歳	歳	出		184
		歳	歳	出		185
		歳	歳	出		186
		歳	歳	出		188
給	与	与	与	明	書	188
債	務	務	務	細	書	197
地	方	方	方	行	書	198
	債	債	債	為		
	の	の	の	調		
	現	現	現	高		
	在	在	在	調		

目 次

(ページ)

■	国民健康保険特別会計	
	国民健康保険特別会計予算	201
	第1表 歳入歳出予算書	204
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総括	207
	2 歳入	209
	3 歳出	213
	給与費明細書	224
■	墓地事業特別会計	
	墓地事業特別会計予算	233
	第1表 歳入歳出予算書	236
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総括	238
	2 歳入	240
	3 歳出	241
■	介護保険特別会計	
	介護保険特別会計予算	243
	第1表 歳入歳出予算書	246
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総括	249
	2 歳入	251
	3 歳出	256
	給与費明細書	269
■	後期高齢者医療保険特別会計	
	後期高齢者医療保険特別会計予算	277
	第1表 歳入歳出予算書	280
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総括	282
	2 歳入	284
	3 歳出	286
	給与費明細書	288

議案第6号

令和5年度 高石市一般会計予算

令和5年度高石市一般会計予算

令和5年度高石市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,546,781千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月24日提出

高石市長 阪口伸六

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		10,293,849
	1. 市民税	3,802,000
	2. 固定資産税	5,097,049
	3. 軽自動車税	88,800
	4. 市たばこ税	380,000
	5. 都市計画税	926,000
2. 地方譲与税		135,818
	1. 地方揮発油譲与税	22,000
	2. 自動車重量譲与税	66,000
	3. 特別とん譲与税	42,000
	4. 森林環境譲与税	5,818
3. 利子割交付金		9,000
	1. 利子割交付金	9,000
4. 配当割交付金		59,000
	1. 配当割交付金	59,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		55,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	55,000
6. 法人事業税交付金		120,000
	1. 法人事業税交付金	120,000
7. 地方消費税交付金		1,234,000
	1. 地方消費税交付金	1,234,000
8. 環境性能割交付金		18,000
	1. 環境性能割交付金	18,000
9. 地方特例交付金		70,065

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 地方特例交付金	66,065
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	4,000
10. 地方交付税		2,755,000
	1. 地方交付税	2,755,000
11. 交通安全対策特別交付金		9,000
	1. 交通安全対策特別交付金	9,000
12. 分担金及び負担金		2,430
	1. 負担金	2,430
13. 使用料及び手数料		255,043
	1. 使用料	195,658
	2. 手数料	59,385
14. 国庫支出金		4,993,798
	1. 国庫負担金	4,204,003
	2. 国庫補助金	776,868
	3. 委託金	12,927
15. 府支出金		2,418,526
	1. 府負担金	1,496,479
	2. 府補助金	554,932
	3. 委託金	367,115
16. 財産収入		71,389
	1. 財産運用収入	61,035
	2. 財産売払収入	10,354
17. 寄附金		51,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 寄附金	51,000
18. 繰入金		647,420
	1. 特別会計繰入金	23,627
	2. 基金繰入金	623,793
19. 繰越金		100
	1. 繰越金	100
20. 諸収入		592,709
	1. 延滞金・加算金及び過料	11,500
	2. 市預金利子	5
	3. 貸付金元利収入	12,608
	4. 雑入	568,596
21. 市債		1,755,634
	1. 市債	1,755,634
歳入	合計	25,546,781

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		233,727
	1. 議会費	233,727
2. 総務費		1,727,214
	1. 総務管理費	1,312,322
	2. 徴税費	203,730
	3. 戸籍住民基本台帳費	117,109
	4. 選挙費	70,794
	5. 統計調査費	14,445
	6. 監査委員費	8,814
3. 民生費		11,511,661
	1. 社会福祉費	5,261,543
	2. 児童福祉費	4,388,705
	3. 生活保護費	1,861,216
	4. 災害救助費	197
4. 衛生費		2,333,116
	1. 保健衛生費	1,577,210
	2. 清掃費	755,906
5. 労働費		20,237
	1. 労働費	20,237
6. 農林水産業費		20,818
	1. 農業費	17,981
	2. 水産業費	2,837
7. 商工費		71,049
	1. 商工費	71,049

(単位：千円)

款	項	金額		
8. 土木費		3,080,847		
	1. 土木管理費	177,760		
	2. 道路橋りょう費	348,992		
	3. 河川費	39,625		
	4. 港湾費	4,834		
	5. 都市計画費	2,496,090		
	6. 住宅費	13,546		
9. 消防費		795,906		
	1. 消防費	795,906		
10. 教育費		2,278,695		
	1. 教育総務費	427,079		
	2. 小学校費	632,107		
	3. 中学校費	331,147		
	4. 幼稚園費	104,523		
	5. 社会教育費	656,557		
	6. 保健体育費	127,282		
11. 公債費		3,378,761		
	1. 公債費	3,378,761		
12. 諸支出金		56,750		
	1. 諸支出金	56,750		
13. 予備費		38,000		
	1. 予備費	38,000		
歳	出	合	計	25,546,781

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援事業計画 策 定 事 業 画 業	令和6年度	千円 3,850

N Ń O Ń P QQR Qi Qc

" Ń Ń Ń S T	fi fl	" Ń Ń I /	U QQV	1 WX	Y QZ Q Ń Qi Q'
[\] A ' () *					
3 4 5 6 7 8 9 : ; < = ' () *					
> ? @ A) *			g h i j k l m		
B ? @ A) *			n ě o Ź p U V q		O-g l m n m — ~ ™ g l m ' g š a b > g
C D @ A) *		^ _ ` 1	r ž i s t 1 u W	. x ' " f ' "	š œ U Ÿ j Y Z p g š a b > g š œ z Ÿ
E F G H I J) *		a b	v w . x y z {		j Y Z ě Ź o Ź p ! - . Ÿ £ 4 „ Ÿ up — ~
K L M @ A) *		c d e f	R i C } ~ H		Ÿ { Y Z Ÿ † § " ž p © ž a b « ¬
Ł ł Ź ž ! " # \$ % & ' () *			z € , f y z „		Y Z a b - U „ 1 2 ® ~ w ° ± ² t ³ w ~
+ , - . / 0 c			... Ź † p U V ~ q		± ~ w ě
1 2 c			r ž † f ^ ě % „		
			Š Ź † b p < ě q		
			r ž % Ń U V ' "		

